

行為の変更届出書

令和2年5月18日

（宛先）岡谷市長

届出者 住所 岡谷市幸町8番1号

氏名 岡谷 太郎

岡谷

連絡先 0266-23-4811

工事の着工30日前までに届出が必要となります。

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和2年5月18日
- 2 変更の内容  
○面積の変更 1,500㎡→2,000㎡  
○住宅区画数の変更 住宅用区画数の変更 6区画→8区画
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和2年6月18日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和2年8月18日
- 5 その他必要な事項

○添付書類

●開発行為変更の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

●建築行為変更の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。